

仕 様 書

1 業務名

危険木伐採等作業（忠在地中公園ほか）

2 業務の目的

腐朽による倒木や落下枝の恐れなど管理上支障が生じている高木を伐採する。

3 履行期限

令和8年12月11日まで

4 履行場所

- ① 忠在地中公園（左京区岩倉長谷町）
- ② 閉川原公園（左京区一乗寺東閉川原町）

5 業務範囲

別紙 箇所図、写真のとおり

6 業務内容

（1）危険木の伐採

以下の樹木（別紙写真参照）について、できるだけ地際で伐採し、残した根株からのヒコバエ等を抑制するため、根株の縁部面取り及び表面切込み（網目状）を必ず実施すること。

- ① サクラ 2本
- ② サクラ 1本

（2）支障枝の剪定

以下の樹木（別紙写真参照）について、枯枝・腐朽枝を除去すること。また、管理上支障となる下枝および電線・通信線に近接する枝についても除去すること。下枝除去の範囲は、別紙参考図を標準とするが、樹形によっては参考図のとおりに仕上げるのが困難な場合があるため、市監督職員に事前に確認のうえ対象枝を決定すること。直径5cm以上の切断面には、薬剤（殺菌癒合材）による防腐処理を行うこと。

- ① サクラ 2本
- ② サクラ 6本

（3）業務完了後、完了届および写真（着手前、施工中、完成後）を提出

7 支払条件

業務完了後、履行場所（業務範囲）において適切に業務が履行されていることを確認のうえ、本業務に係る経費を支払う。

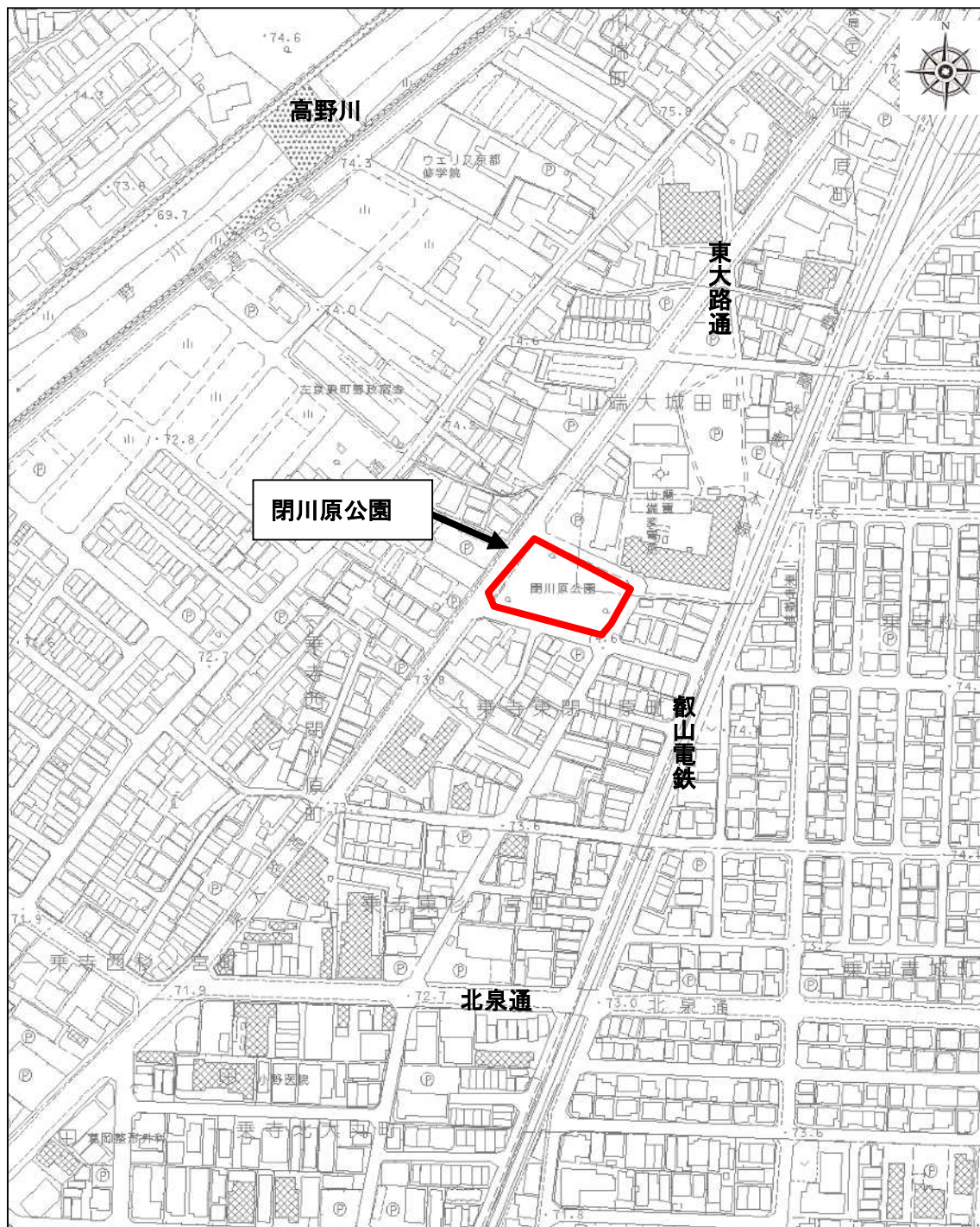
8 特記事項

- （１） 作業に要する材料費、労務費、処分費、車両運転費、仮設資材、機械工具類の賃料・損料、消耗品費及び諸経費等の全ての費用は、本業務に含む。
- （２） 伐採・除去した幹・枝葉等は適切に処分すること。
- （３） 公園使用者等との間で問題が生じないように留意するとともに、安全の確保に十分留意すること。
- （４） 作業実施者の安全管理については、受注者の責任において行うこと。
- （５） 作業時間は原則として平日の午前９時から午後５時の間とする。
- （６） 作業中、事故はじめ、問題が生じた場合は、速やかに本市担当職員に連絡すること。また、事故等により、第三者や他の工作物に与えた損害については、受注者の責任において対応すること。

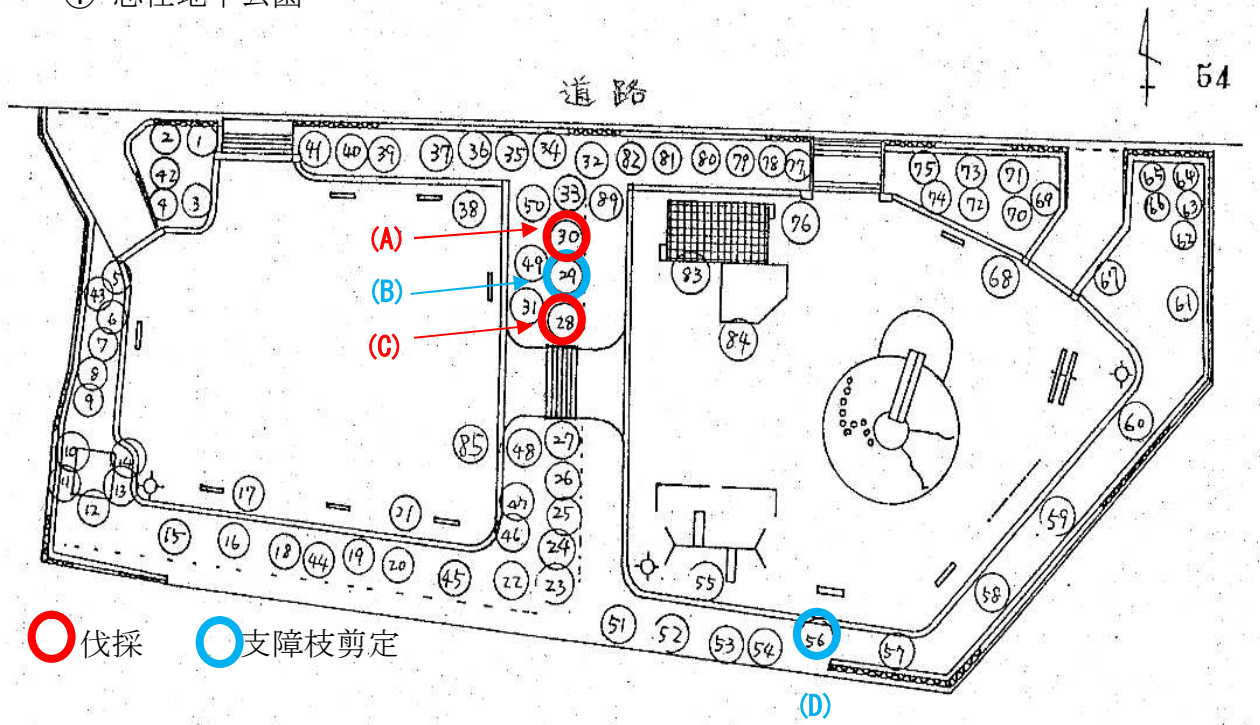
① 忠在地中公園



② 閉川原公園



① 忠在地中公園



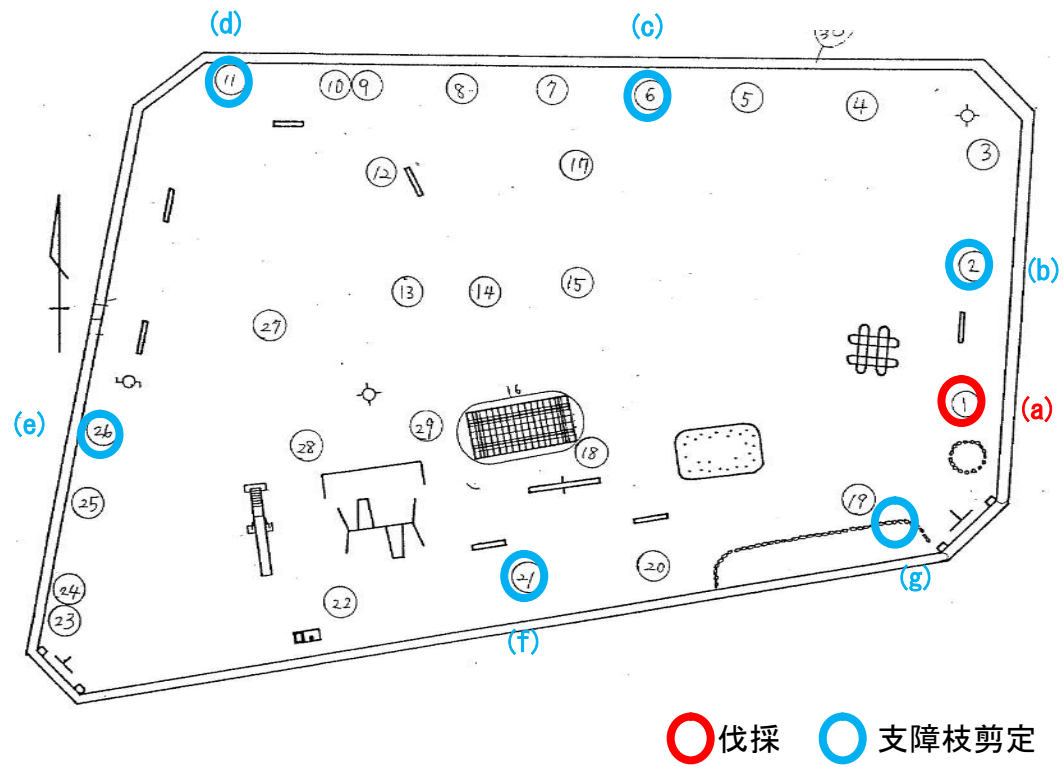
【伐採】



【支障枝剪定】



② 閉川原公園



【伐採】



【支障枝剪定】



別紙（参考図）

